

## 第1章 総 則

### 第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、佐呂間町防災会議が作成する計画であり、佐呂間町の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関が、その機能の全てをあげて町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 佐呂間町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

### 第2節 計画の構成

佐呂間町地域防災計画は本編と資料編をもって構成する。

ただし、本計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく佐呂間町水防計画とも調整を図るものとする。

### 第3節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条の定めるところにより町防災計画に隨時検討を加え、おおむね次に掲げる事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき
- 6 軽微な事項の修正については、会長が修正し、次の防災会議に報告するものとする

#### 第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するにあたり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

##### 1 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道農政事務所 〔 地域第7課 〕	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること
網走中部森林管理署	(1) 所轄国有林につき保安林の配置適正化及び施業の合理化に関すること (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること (4) 町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること
網走開発建設部 〔 北見道路事務所 網走道路事務所 遠軽開発事務所 北見農業事務所 網走港湾事務所 〕	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること (2) 災害対策用機材等の支援に関すること (3) 国道の整備並びに災害復旧に関すること (4) 第四種漁港の整備並びに災害復旧に関すること (5) 国営農業用施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること
網走地方気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること (2) 気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること (3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報、警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な発表、防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民周知に関すること (4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用心得などの周知・広報に関すること (5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル及びハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること (6) 災害発生予想時及び災害発生時における、地方公共団体に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること (7) 北海道や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進防災知識の普及啓発活動に関すること。
網走海上保安署	(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること (2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること (3) 災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること (4) 海上における人命の救助に関すること (5) 海上交通の安全確保に関すること (6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること (7) 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること

##### 2 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊	(1) 災害派遣要請権者の要請又は自主的な部隊等の派遣に関すること
第25普通科連隊	(2) 災害派遣部隊による被害状況の把握、避難の援助、遭難者の捜索活動、水防活動、消防活動、応急医療・救護及び防疫、人員及び物資の緊急輸送並びに炊飯支援及び給水支援に関すること

## 3 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
オホーツク総合振興局 地域政策部	(1) 防災に関する組織の整備、物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること (2) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること (3) 災害応急対策及び災害復旧対策に関すること (4) 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務及び業務の実施支援並びに総合調整に関すること (5) 自衛隊の災害派遣要請に関すること (6) 災害救助法の適用及び救助の実施指導に関すること。
オホーツク総合振興局 網走建設管理部 〔遠軽出張所 北見出張所 紋別出張所〕	(1) 水防技術の指導に関すること (2) 災害時の関係河川の水位、雨量の情報収集及び報告に関すること (3) 被災地の交通情報の収集に関すること (4) 災害時の関係公共土木被害調査及び災害応急対策に関すること
オホーツク総合振興局 保健環境部紋別地域保健室 〔遠軽地域保健支所〕	(1) 災害時の応急医療、給水、防疫、感染症対策、環境衛生保持及び食品衛生保持、医薬品及び衛生材料等の需給に関すること
網走農業改良普及センター遠軽支所 〔湧別分室〕	(1) 被災農作物の技術指導に関すること
網走家畜保健衛生所	(1) 被災家畜の防疫及び伝染病予防対策に関すること
オホーツク教育局	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること

## 4 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道警察北見方面 遠軽警察署 〔佐呂間・若佐・ 浜佐呂間各警察官 駐在所〕	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること (2) 災害情報の収集に関すること (3) 被災地、避難場所、危険個所等の警戒に関すること (4) 犯罪の予防、取締り等に関すること (5) 危険物に対する保安対策に関すること (6) 広報活動に関すること (7) 防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること

## 5 佐呂間町

機 関 名	事 務 又 は 業 務
町長部局	(1) 町防災会議の事務に関すること (2) 本部の設置及び組織の運営に関すること (3) 被災者に対する給水、給食及び諸物資の供給に関すること (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること (5) 防災上必要な教育及び訓練に関すること (6) 防災思想の普及及び啓発に関すること (7) 防災組織の整備及び防災用資機材の備蓄に関すること (8) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害からの教訓伝承に関すること (9) 自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進を図ること (10) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報並びに被害状況の調査に関すること (11) 災害の予防と拡大の防止に関すること (12) 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること (13) 町内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること (14) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること (15) 避難の勧告、指示又は避難準備情報に関すること (16) 災害時における保健衛生対策に関すること (17) 避難行動要支援者の擁護に関すること (18) 災害ボランティアの受入れに関すること (19) 自衛隊の災害派遣要請の依頼に関すること

## 5 佐呂間町（つづき）

機 関 名	事 務 又 は 業 務
佐呂間町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること (2) 避難等に係る学校施設の使用に関すること (3) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること

## 6 消防

機 関 名	事 務 又 は 業 務
遠軽地区広域組合消防本部・消防署佐呂間出張所・佐呂間町消防団	(1) 予防、消防に関すること (2) 災害時における人命救助、財産保護、消防及び水防活動に関すること (3) 災害時における住民の避難誘導に関すること (4) 町が行う災害対策への協力に関すること

## 7 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便株式会社 北見支店	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること (2) 郵便の非常取扱いを行うこと
日本郵便株式会社 佐呂間郵便局 〔町内郵便局〕	(1) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと
東日本電信電話株式会社北海道事業部	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関すること
日本赤十字社北海道支部 〔佐呂間分区〕	(1) 救助法が適用された場合、知事との委託協定に基づく医療、助産、遺体処理等の救助業務の実施に関すること (2) 防災ボランティア(民間団体及び個人)の行う救助活動の連絡調整に関すること
日本放送協会 北見放送局	(1) 防災に関する知識の普及に関すること (2) 防災気象情報(予報、注意報、警報及び情報等をいう。)及び被害状況等に関する報道の実施、防災広報の業務に関すること
日本通運株式会社北見支店 〔佐呂間営業所〕	(1) 災害時における救援物資の輸送支援に関すること
北海道電力株式会社 〔遠軽営業所〕 〔網走営業所〕	(1) 電力供給施設の防災対策に関すること (2) 災害時における電力の円滑な供給の実施に関すること (3) 電力施設の灾害と復旧見込み等の周知に関すること
佐呂間町日赤奉仕団	(1) 災害時における救援活動等の協力に関すること (2) 被災者に対する食料配給の実施に関すること

## 8 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
遠軽医師会	(1) 災害時における救急医療の協力に関すること (2) 災害時における医療関係機関との連絡調整に関すること

## 9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
佐呂間町農業協同組合 佐呂間漁業協同組合 常呂漁業協同組合 佐呂間支所 佐呂間町森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること (2) 被災組合員に対する融資及びそのあっせんに関すること (3) 共済金支払いの手続に関すること (4) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
佐呂間町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保についての協力に関すること (2) 被災商工業者の経営指導に関すること (3) 被災商工業者に対する融資及びそのあっせんに関すること
一般病院・医院	(1) 災害時における医療及び防疫対策についての協力に関すること
運送事業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業に関すること
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関すること
電気通信事業者	(1) 災害時における電気通信の確保に関すること
漁港関係施設の管理者	(1) 漁港関係施設の災害予防に関すること (2) 漁港関係施設保安措置に関すること
北海道漁船海難防止・ 水難救済センター網走 支部佐呂間牧難所	(1) 漁港等防災対策の支援に関すること (2) 沿岸における海難救助に関すること
佐呂間町建設業協会	(1) 災害時における応急土木工事の支援活動に関すること
佐呂間町社会福祉協議会	(1) 避難行動要支援者の支援に関すること。 (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
佐呂間町自治会連合会 (各自治会)	(1) 自治会内住民に対する災害に関する情報の伝達に関すること (2) 自治会内において発生した災害情報の通報に関すること (3) 町が行う災害対策への協力に関すること

## 第5節 町民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要なことから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開するものとする。

### 第1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

#### 1 平常時の備え

- (1) 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出用品(応急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成

#### 2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者の救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動
- (5) 町・防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

### 第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる。食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関するものはじめとする各事業者は、日常時に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献等、事業者が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

#### 1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアルの策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

#### 2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) ボランティア活動への支援等、地域への貢献